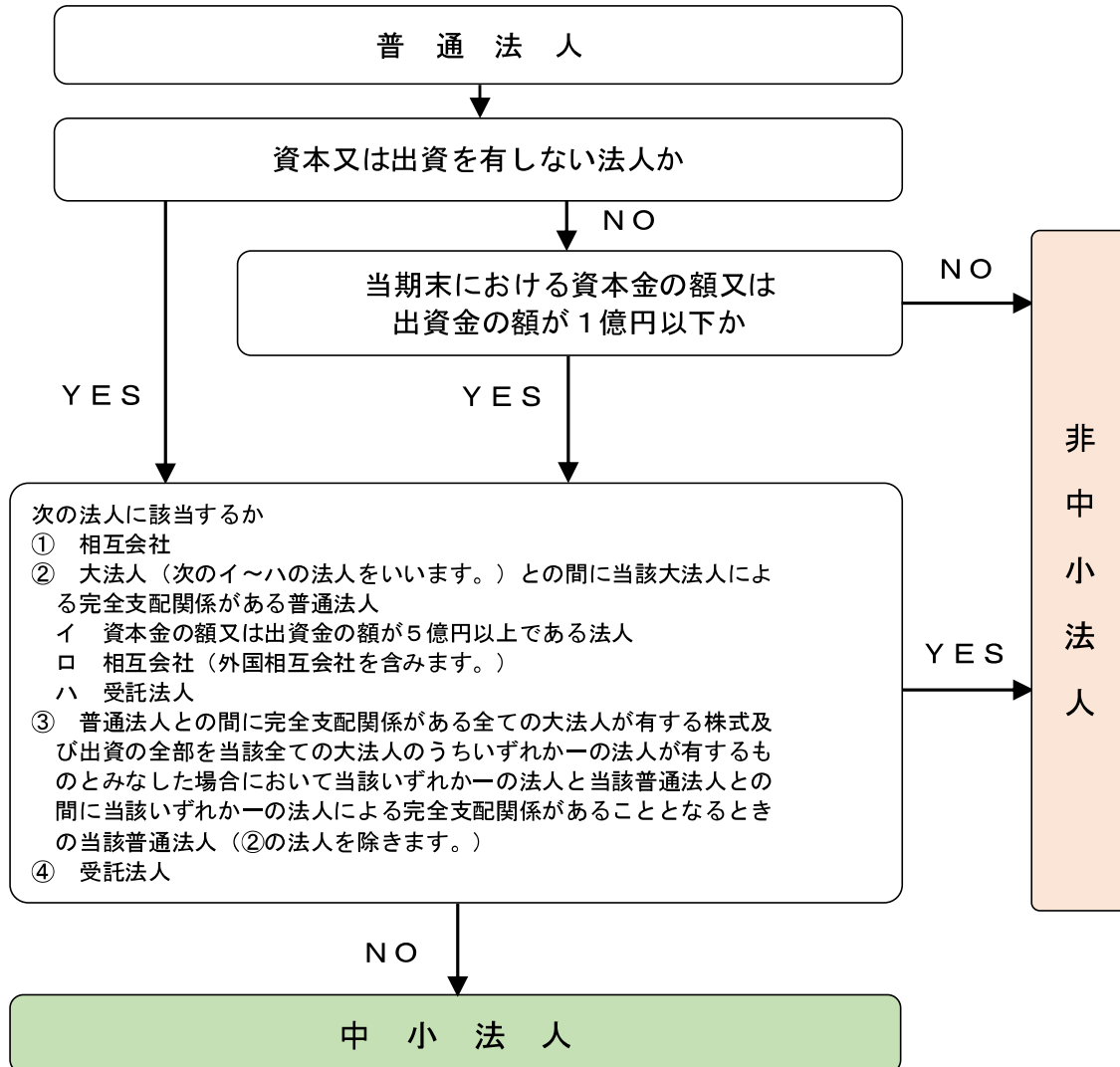


## Ⅶ 中小連結法人の判定等

### (1) 別表一の二における中小法人の判定

#### ① 法人税率の軽減措置

法人税額を計算するに当たり、連結親法人が中小法人等（普通法人のうち中小法人に該当するもの又は協同組合等）に該当する場合には軽減税率が適用されます（令和2年旧法81の12②③⑥）。普通法人である連結親法人が中小法人に該当するかどうかは、次により判定することができます。

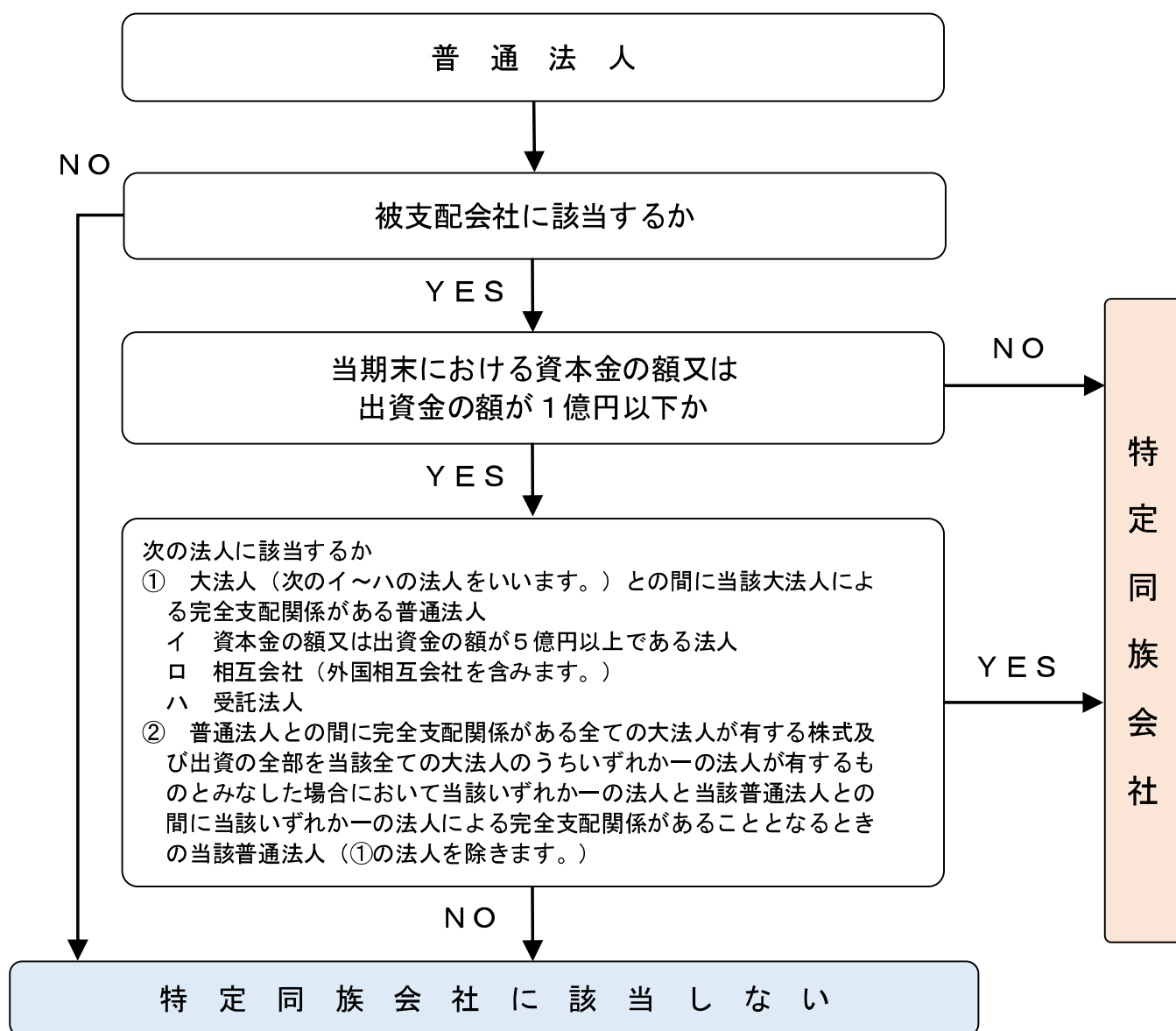


#### ② 軽減税率の特例措置

中小法人等である連結親法人（普通法人である連結親法人のうち適用除外事業者に該当するものを除きます。）に対しては軽減税率の特例措置（一定の普通法人である連結親法人の連結所得金額のうち年800万円以下の金額に対する税率：19%→15%、協同組合等又は特定の医療法人である連結親法人の連結所得金額のうち年800万円以下の金額に対する税率：20%→16%）が適用されます（令和2年旧措置法68の8）。適用除外事業者の判定については、109ページを参照してください。

(2) 別表二及び三の二における特定同族会社の判定

連結親法人が特定同族会社に該当するかどうかは、次により判定することができます（令和2年旧法67①②、法81の13①）。



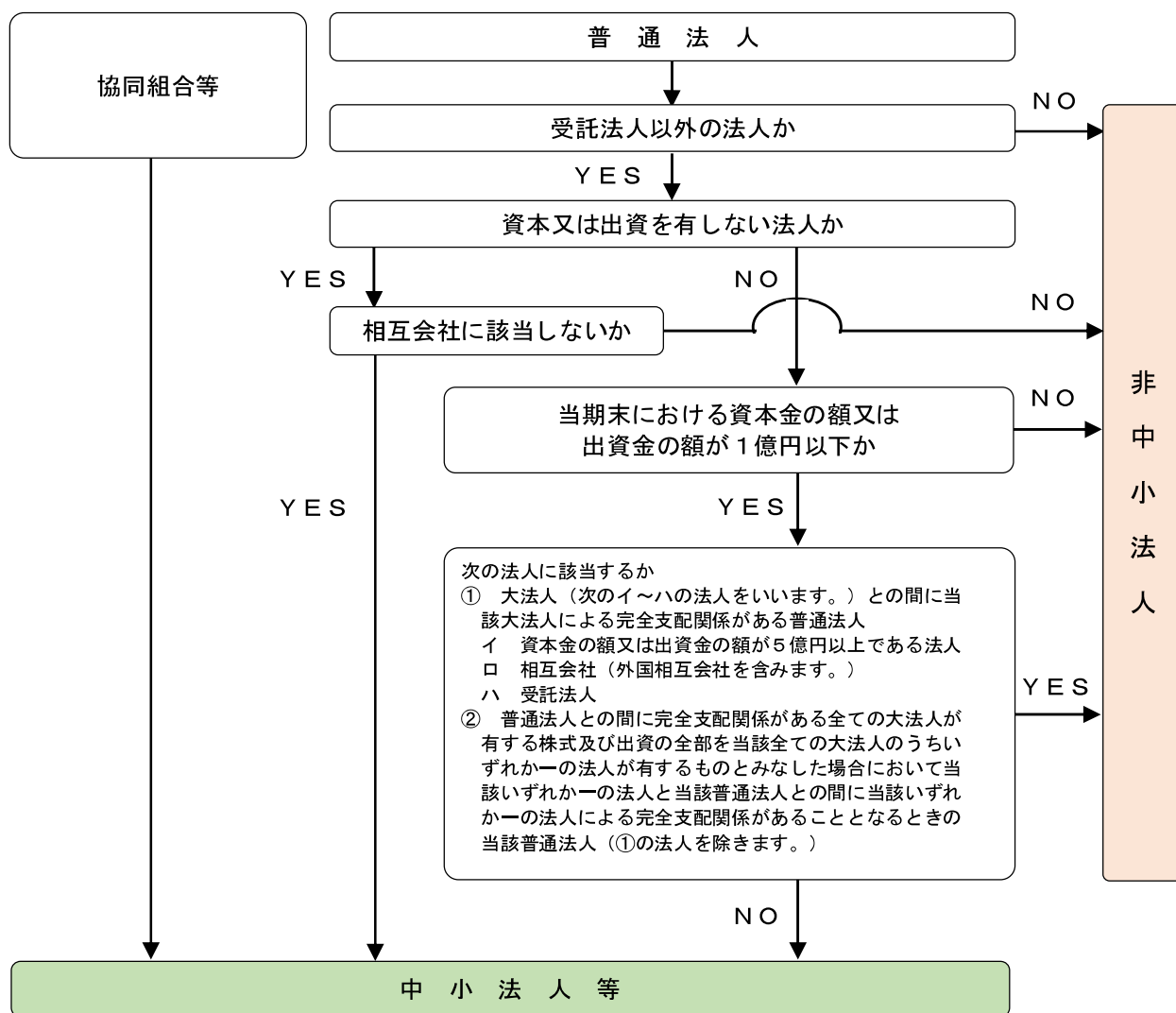
(注) 1 適用除外事業者の判定は必要ありません。

2 被支配会社とは、会社（投資法人を含みます。）の株主等（その会社が自己の株式又は出資を有する場合のその会社を除きます。）の1人並びにこれと特殊の関係のある個人及び法人がその会社の発行済株式又は出資（その会社が有する自己の株式又は出資を除きます。）の総数又は総額の100分の50を超える数又は金額の株式又は出資を有する場合等におけるその会社をいいます（法67②、令139の7）。

なお、被支配会社で、被支配会社であることについての判定の基礎となった株主等のうちに被支配会社でない法人がある場合には、その法人をその判定の基礎となる株主等から除外して判定することになります（令和2年旧法67①）。

### (3) 別表七の二における中小法人等の判定

連結親法人が中小法人等に該当する場合、連結欠損金額の控除限度額は控除前連結所得金額となります（令和2年旧法81の9⑧）。連結親法人が中小法人等に該当するかどうかは、次により判定することができます。

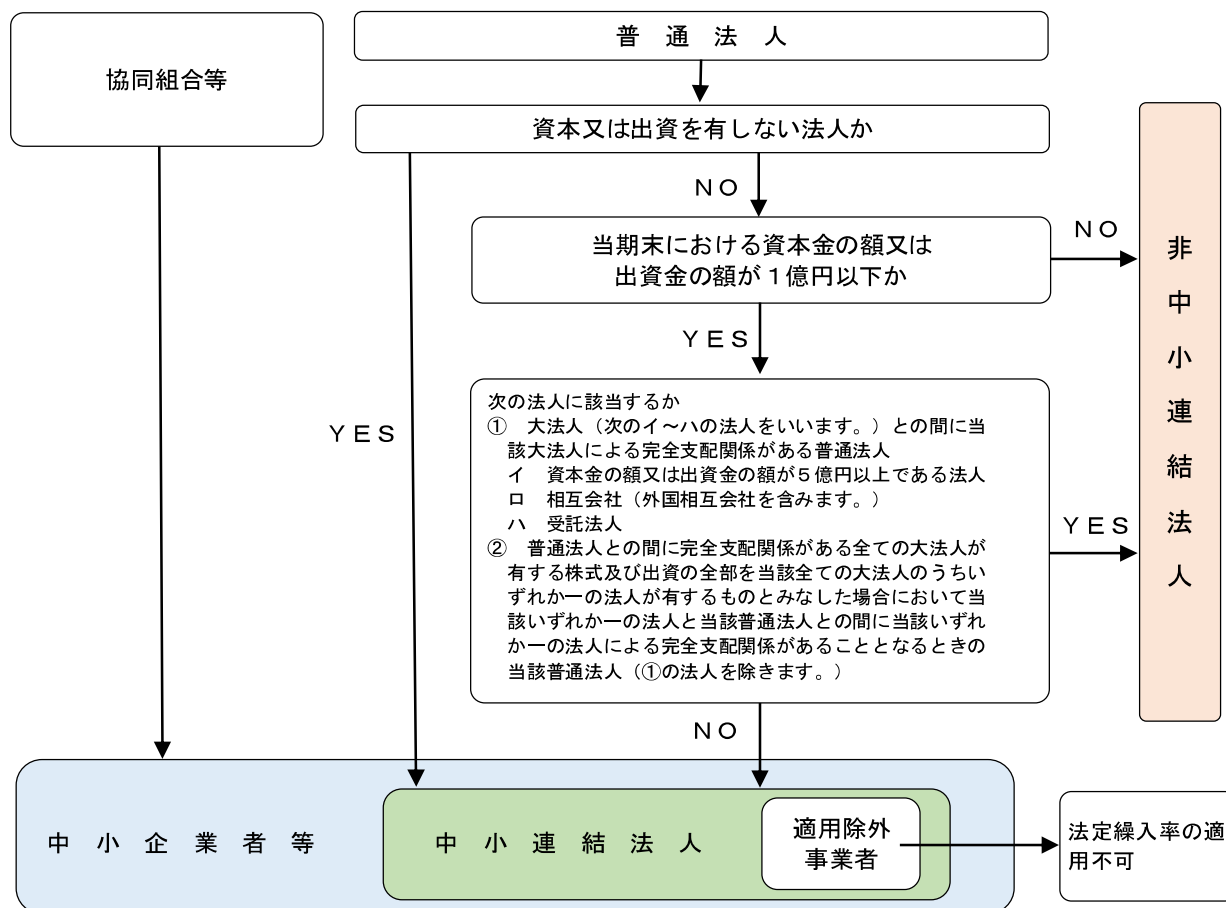


（注）適用除外事業者の判定は必要ありません。

(4) 別表十一(一)及び(一の二)における中小企業者等の判定

① 貸倒引当金の損金算入

連結親法人が中小企業者等に該当する場合の連結親法人及び当該連結親法人の連結子法人（中小企業者等に該当するものに限り、並びに銀行、保険会社を含む一定の金融業を営む連結法人等は、一定の額を限度として貸倒引当金勘定に繰り入れた金額を損金算入することができます（令和2年旧法52①②）。このうち中小企業者等に該当するかどうかは、次により判定することができます。



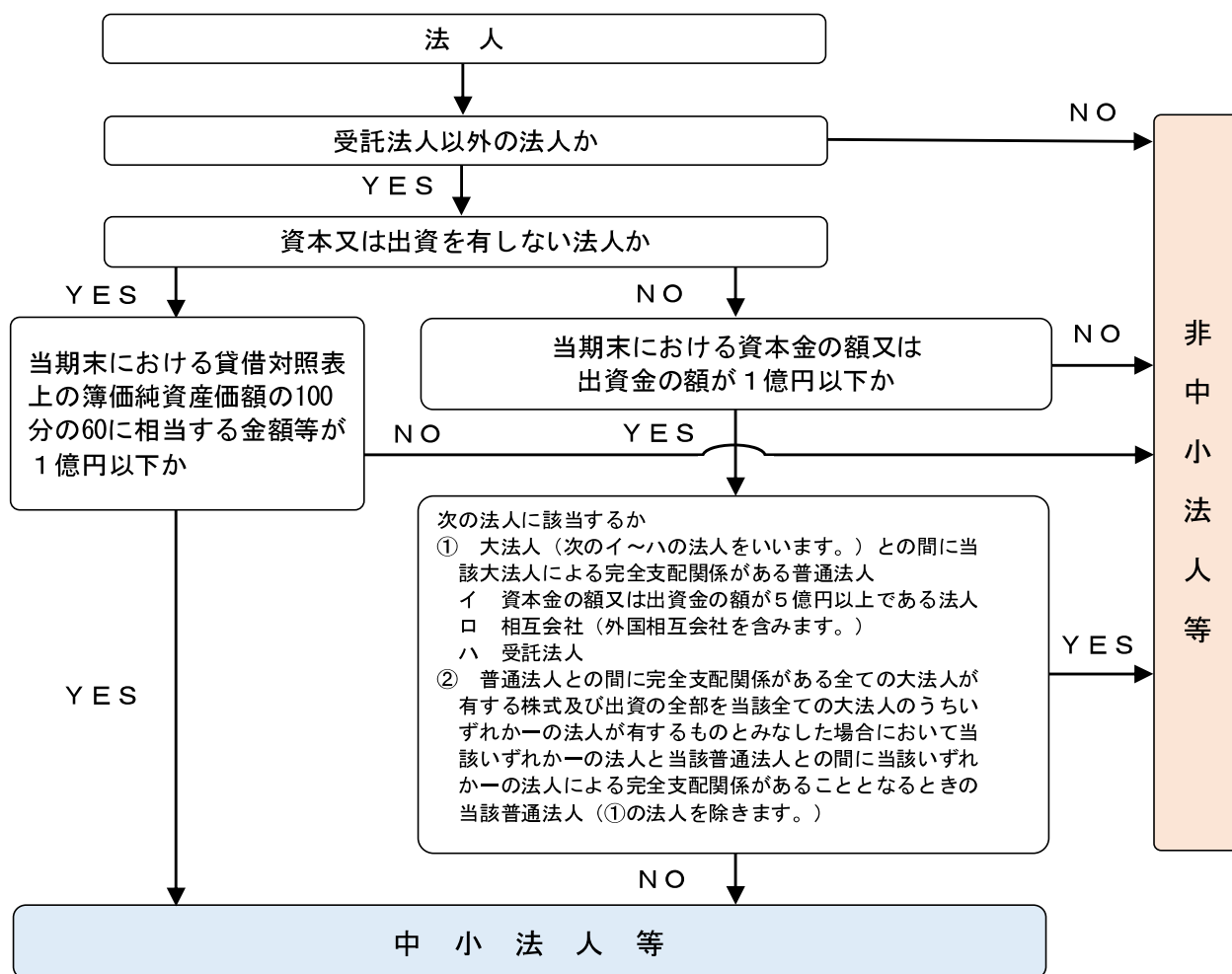
(注) 協同組合等は適用除外事業者の判定は必要ありません。

② 法定繰入率を適用することができる場合

中小企業者等（相互会社を除きます。）に該当する連結親法人（中小連結法人にあつては、適用除外事業者に該当するものを除きます。）又は当該連結親法人と連結完全支配関係にある連結子法人（資本金の額又は出資金の額が1億円超のものを除きます。）は、一括評価金銭債権に係る貸倒引当金の繰入限度額の計算において法定繰入率を適用することができます（令和2年旧措置法68の59、令和2年旧措置法令39の86③）。適用除外事業者の判定については、109ページを参照してください。

(5) 別表十五の二における中小法人等の判定

連結親法人が中小法人等に該当する場合、交際費等の損金算入限度額の計算上、定額控除限度額を適用することができます（令和2年旧措置法68の66②）。連結親法人が中小法人等に該当するかどうかは、次により判定することができます。



（注） 適用除外事業者の判定は必要ありません。

## (6) 中小連結法人向け租税特別措置等の適用を受ける場合の判定

「中小連結法人の試験研究費に係る法人税額の特別控除に関する明細書」(別表六の二(六))などのように中小連結法人のみが適用を受けることができる租税特別措置(税額控除や特別償却等)や一定の取扱いが設けられています(上記(1)・(4)を除きます。)。各租税特別措置に対応する別表は次のとおりです。

No.	別表番号	別表名
①	六の二(五)	一般試験研究費に係る法人税額の特別控除に関する明細書
②	六の二(六)	中小連結法人の試験研究費に係る法人税額の特別控除に関する明細書
③	六の二(九)	特別試験研究費に係る法人税額の特別控除に関する明細書
④	六の二(十)	高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書
⑤	六の二(十一)	中小連結法人が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書
⑥	六の二(十五)	地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書
⑦	六の二(十六)	地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書
⑧	六の二(十八)	認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除に関する明細書
⑨	六の二(十九)	特定中小連結法人が経営改善設備を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書
⑩	六の二(二十)	中小連結法人が特定経営力向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書
⑪	六の二(二十二)	中小連結法人の給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書
⑫	六の二(二十四)	認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書
⑬	六の二(二十五)	事業適応設備を取得した場合等の法人税額の特別控除に関する明細書

上記別表は、国税庁ホームページ(令和4年4月以降に提供した法人税等各種別表関係(令和4年4月1日以後終了事業年度等又は連結事業年度等分))に掲載しています。

上記の各租税特別措置を適用する上で「中小連結法人」に該当するかどうかは、次の「中小連結法人の判定表」により判定することができます。

(注) 適用除外事業者に該当する法人は、中小連結法人向け租税特別措置の適用を受けることができませんので御注意ください。適用除外事業者の判定については、109ページを参照してください。

中小連結法人の判定表								
連結親法人の状況	発行済株式又は出資の総数又は総額		a	大規模法人等の保有する細	順位	大規模法人名		株式数又は出資金の額
	aのうちその有する自己の株式又は出資の総数又は総額		b		1	i		
	差引 (a)-(b)		c			j		
	常時使用する従業員の数		d			k		
	大規模等の法人保有割合	第1順位の株式数又は出資金の額 (i)			e		l	
		保有割合 (e)/(c)			f	%	m	
		大規模法人の保有する株式数等の計 (o)			g		n	
		保有割合 (g)/(c)			h	%	計 (i)+(j)+(k)+(l)+(m)+(n)	o
連結親法人の判定	資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人		「f」が1/2以上又は「h」が2/3以上の場合			⇒「中小連結法人」非該当		
	資本又は出資を有しない法人		「d」が1,000人を超える場合					
連結子法人の判定	資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人		連結親法人が「中小連結法人」非該当の場合			⇒「中小連結法人」非該当		

「大規模法人の保有する株式数等の明細 i ~ n」の各欄は、その法人の株主等のうち大規模法人について、その所有する株式数又は出資金の額の最も多いものから順次記載します。

(注) 大規模法人とは、次のイ~ハの法人をいい、中小企業投資育成株式会社を除きます。

イ 資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人

ロ 資本又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人を超える法人

ハ 次の(イ)又は(ロ)の法人

(イ) 大法人(次のA~Cの法人をいいます。)との間にその大法人による完全支配関係がある普通法人

A 資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人

B 相互会社及び外国相互会社のうち常時使用する従業員の数が1,000人を超える法人

C 受託法人

(ロ) 普通法人との間に完全支配関係がある全ての大法人が有する株式及び出資の全部をその全ての大法人のうちいずれか一の法人が有するものとみなした場合において、そのいずれか一の法人とその普通法人との間にそのいずれか一の法人による完全支配関係があることとなるときのその普通法人((イ)の法人を除きます。)

## (7) 適用除外事業者の判定

適用除外事業者とは、中小連結法人向け租税特別措置の適用を受けようとする連結親法人（以下「判定連結親法人」といいます。）及び当該判定連結親法人の連結子法人のうち、その連結事業年度（以下「判定対象年度」といいます。）開始の日前3年以内に終了した各連結事業年度（以下「基準年度」といいます。）の連結所得金額の合計額を各基準年度の月数の合計数で除し、これに12を乗じて計算した金額（次の①～③に掲げる事由がある場合には、その計算した金額に一定の調整を加えた金額）が15億円を超える法人をいいます（令和2年旧措置法68の9⑧七、令和2年旧措置法令39の39⑳～㉓）。

したがって、次の①～③に掲げる事由に該当することがなければ、単純に、合計で36月以上となる各基準年度の連結所得金額の合計額をその合計月数で除し、12を乗じて計算した金額が15億円を超えるかどうかで判定することとなります。

- ① 判定連結親法人又はその連結子法人（判定連結親法人による連結完全支配関係にあった法人を含みます。以下「連結子法人等」といいます。）が特定合併等に係る合併法人等に該当すること【2号】  
（注） 特定合併等とは、合併等（合併、分割、現物出資、事業の譲受け又は特別の法律に基づく承継）のうち、判定対象年度開始の日から起算して3年前の日（以下「基準日」といいます。）から判定対象年度開始の日の前日までの間に行われた法人を設立する合併等で事業を移転するものなどをいいます（令和2年旧措置法令39の39㉓一）。
- ② 判定連結親法人が基準日の翌日から判定対象年度開始の日までの期間内に連結納税の承認を受けたこと又は連結子法人等がその期間内において判定連結親法人による連結完全支配関係を有することとなったこと【3号】
- ③ 判定連結親法人の各基準年度のうちにおいてその判定連結親法人の連結子法人が連結納税の承認を取り消されたこと【4号】

適用除外事業者に該当するかどうかは、次表により判定することができます。



適用除外事業者の判定表			
判定連結親法人及び各連結法人等の全てがその設立の日の翌日以後3年を経過していない場合			非該当
調整計算の要否		不要・要（令和2年旧措置法令第39条の39第21項第（ ）号）	
連結事業年度		各基準年度の連結所得金額 （別表一の二「1」等） （マイナスの場合は0）	（1）に対する法人税の額に係る連結 欠損金の繰戻し還付の金額の計算の 基礎となった連結欠損金相当額
		1	2
基準 年 度	・	円	円
	・		
	・		
	・		
	・		
	・		
計			
基準年度の平均連結所得金額 (((1の計) - (2の計)) / (3の計)) × 12		4	円
調整 計 算 が 「 要 」 で あ る 場 合	(1の計) - (2の計) ((3の計) > 36の場合には、 (((1の計) - (2の計)) / (3の計)) × 36の金額)	5	
	合併等調整額	6	
	連結開始等調整額	7	
	連結離脱調整額	8	
	計 (5) + (6) + (7) + (8)	9	
	平均連結所得金額 (9) / 3	10	
適用除外事業者の判定 (4) 又は (10) > 15億円は該当)		11	該当・非該当

イ 判定連結親法人及び各連結法人等の全てが設立の日の翌日以後3年を経過していない場合には、適用除外事業者には該当しません。ただし、特定合併等が行われた場合には設立の日に一定の調整をして判定を行うこととなりますので御注意ください。

ロ 上記①～③の事由に該当する場合には、「調整計算の要否」の「要（令和2年旧措置法令第39条の39第21項第（ ）号）」欄に該当する号（上記①～③の【 】の号）を記載します（複数の号に該当する場合は全て記載します。）。この場合、基準年度の平均連結所得金額に一定の調整を加えて計算した金額（「5」から「10」までの各欄）により適用除外事業者の判定を行うこととなりますので御注意ください。

ハ 「合併等調整額6」には、令和2年旧措置法令第39条の39第22項第2号に規定する合併等調整額を記載します。

ニ 「連結開始等調整額7」には、令和2年旧措置法令第39条の39第22項第3号に規定する連結開始等調整額を記載します。

ホ 「連結離脱調整額8」には、令和2年旧措置法令第39条の39第22項第4号に規定する連結離脱調整額を記載します。